十八　医療観察法第十六条の規定による指定医療機関の指定及び医療観察法第八十二条第二項の規定による指定医療機関の指導等に関すること。

十九　医療観察法第四十三条第三項（医療観察法第五十一条第三項又は第六十一条第四項において準用する場合を含む。）の規定による指定入院医療機関又は指定通院医療機関の選定、医療観察法第四十五条第一項の規定による決定の執行その他医療観察法第四十二条第一項第一号若しくは第六十一条第一項第一号の決定又は医療観察法第四十二条第一項第二号若しくは第五十一条第一項第二号の決定を受けた者に対する医療に関すること。

二十　都道府県医療費適正化計画その他の医療に要する費用の適正化の推進に関する地方公共団体その他の関係者との連絡調整に関すること（企画調整課の所掌に属するものを除く。）。

二十一　地方厚生局の所掌事務に係る補助金等の交付に関すること（医師の臨床研修に関するものに限る。）。

（薬事監視指導課の所掌事務）

第七百十四条の二　薬事監視指導課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　医薬品（体外診断用医薬品を除く。）及び再生医療等製品の製造業並びに医療機器の修理業の許可に関すること。

二　毒物及び劇物の取締りに関すること。

三　不良な医薬品等又は不正な表示のされた医薬品等の取締りの実施に関すること。

四　薬事監視員に関すること。

五　毒物劇物監視員に関すること。

（新設）

（薬事監視専門官）

第七百二十四条　北海道厚生局、東北厚生局、東海北陸厚生局、中国四国厚生局及び九州厚生局の医事課に、それぞれ薬事監視専門官一人（関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）を、関東信越厚生局の薬事監視指導課に、薬事監視専門官七人を、近畿厚生局の薬事監視指導課に、薬事監視専門官五人を置く。

（削る）

2　医事課の薬事監視専門官は、命を受けて、第七百十四条第一項第八号、第九号及び第十一号から第十三号までに掲げる事務を、薬事監視指導課の薬事監視専門官は、命を受けて、第七百十四条の二各号に掲げる事務を行う。

第七百二十七条の二　企業年金課に、次の各号に掲げる地方厚生局の区分に応じ、当該各号に定めるものを置く。

一　関東信越厚生局　次に掲げるもの

イ　（略）

ロ　社会保険監査指導官三人（うち二人は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）

ハ　（略）

二　（略）

イ～ハ　（略）

2～4　（略）

（上席薬事監視専門官及び薬事監視専門官）

第七百二十四条　医事課に、次の各号に掲げる地方厚生局の区分に応じ、当該各号に定めるものを置く。

一　北海道厚生局、東北厚生局、東海北陸厚生局、中国四国厚生局及び九州厚生局　次に掲げるもの

イ　上席薬事監視専門官一人（関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）

ロ　薬事監視専門官一人（関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）

二　関東信越厚生局　次に掲げるもの

イ　上席薬事監視専門官一人

ロ　薬事監視専門官七人

三　近畿厚生局　次に掲げるもの

イ　上席薬事監視専門官一人

ロ　薬事監視専門官五人

2　上席薬事監視専門官は、命を受けて、第七百十四条第八号及び第九号並びに第十一号から第十三号までに掲げる事務を行い、及び薬事監視専門官の行う事務を整理する。

3　薬事監視専門官は、命を受けて、第七百十四条第八号及び第九号並びに第十一号から第十三号までに掲げる事務を行う。

第七百二十七条の二　企業年金課に、次の各号に掲げる地方厚生局の区分に応じ、当該各号に定めるものを置く。

一　関東信越厚生局　次に掲げるもの

イ　（略）

ロ　社会保険監査指導官三人（うち一人は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）

ハ　（略）

二　（略）

イ～ハ　（略）

2～4　（略）